

【短期入所(介護予防短期入所)生活介護利用料金表】

令和4年4月1日版

No.1

短期入所(介護予防短期入所)生活介護のご利用の対象は、要支援1・2及び要介護1～5に認定されている方です。

1 介護保険制度の改正

○令和3年8月から

令和3年8月介護保険制度一部改定により食費の基準費用額が見直される予定です。利用者負担段階についても見直しの予定です。順次改定のご案内をさせていただきます。

2 基本サービス

【併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室】

※地域区分1単位当たりの単価10.33円(6級地)

	単位数(1日あたり)						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室	446 単位	555 単位	596 単位	665 単位	737 単位	806 単位	874 単位

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算

※地域区分1単位当たりの単価10.33円(6級地)

項目	単位数	算定要件等
送迎加算	片道につき184単位	施設が送迎を行なった場合
夜勤職員配置加算 ※介護予防を除く	(Ⅰ) 13単位/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること。
	(Ⅱ) 15単位/日	(Ⅰ)の要件に加え、夜勤時間帯を通じ看護職員又は①喀痰吸引等行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けた新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①～③の場合は、喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けていること。
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) ひと月につき所定単位数の8.3%を加算	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。
	(Ⅱ) ひと月につき所定単位数の6.0%を加算	
	(Ⅲ) ひと月につき所定単位数の3.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) ひと月につき所定単位数の2.7%を加算	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。
	(Ⅱ) ひと月につき所定単位数の2.3%を加算	
緊急短期入所受入加算 (介護予防を除く)	90単位/日	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受ける事が必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急的に行った場合。 ※当該短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度。

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算(つづき)

No.2

※地域区分1単位当たりの単価10.33円(6級地)

項目		単位数	算定要件等
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上
	(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士60%以上
	(Ⅲ)	6単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤75%以上 ③勤続7年以上30%以上
※(Ⅰ)~(Ⅲ)の併算定は不可			
短期入所(介護予防短期入所)生活介護令和3年9月30日までの上乘せ		ひと月につき 所定単位数の1/1000加算	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として。

4 介護報酬利用者負担の算出法 (例:利用者1割負担)

地域単価10.33円×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円 (利用者負担額)

5 その他費用

○居住費(多床室)

基準費用(第4段階)	負担限度額(利用者負担段階ごと)		
	第3段階	第2段階	第1段階
855 円/日	370 円/日	370 円/日	0 円/日

○食費 (1日につき)

第4段階	内訳		
	朝食	昼食 (おやつ込)	夕食
1,680 円	480円	700円	500円

負担限度額(利用者負担段階ごと)			
第3段階		第2段階	第1段階
年金収入等 120万円超	年金収入等80 万円超120万 以下	年金収入等 80万円以下	住民税非課税で 老齢福祉年金受 給者 ・生活保護等の 受給者
1,300円	1,000円	600円	300円

※食費・滞在費は、介護保険負担限度額認定証の提示がある場合は、認定証に記載されている金額が利用者負担になります。

○理美容代 2,200円

○その他、行事等によっては参加費がかかるものもあります。

土曜、日曜、祝日問わず
365日相談員がいます。
お気軽にご連絡・ご相談ください。
※ご来苑の際は、事前にお電話をいただけると
幸いです。



◆お問合せ先

特別養護老人ホーム鷺宮苑

電話0480-58-7762

受付時間 9:00~18:00